

官民協働型「河川維持管理システム」推進事業 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、住民との協働による地域の河川環境の保全を目的に、県が管理する河川の除草を自治会等の地域の住民団体をはじめとする関係団体（以下「関係団体」という。）に委託する事業を実施するために、必要な事項を定めるものである。

（自治会等の定義）

第2条 この要領において、「自治会等」とは、自治会、婦人会、老人会などの一定の区域に住所を有する者により構成されている地域住民団体で、次の要件のすべてを満たす団体とする。

- （1）団体の存在が客観的に明らかであること。
- （2）良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- （3）営利を目的とした団体でないこと。

（業務受託者）

第3条 各県土整備事務所長等は業務を除草委託区域に隣接する地域の自治会等に委託することを原則とする。ただし、次の各号の一に該当する関係団体においては、各県土整備事務所長等は業務を委託することができる。

- 一 除草委託区域に隣接する地域の土地改良区
- 二 除草委託区域に隣接する地域に本社、支店または営業所が所在し、かつ除草委託区域に隣接する地域の自治会等から当該業務委託の了承が得られている営利団体
- 三 除草委託区域に隣接する地域の自治会等から当該業務委託の了承が得られている他地域の非営利団体

2 業務を受託できる関係団体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- （1）団体の存在が客観的に明らかであること。
- （2）当該事業への参加が営利目的でなく、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動であること。

（除草委託区域）

第4条 関係団体への除草の委託区域は、河川管理上除草が必要な区域のうち、関係団体が安全に草刈作業を実施することが可能と見込まれる区域（以下、「除草委託区域」という）とする。

2 各県土整備事務所長等は、毎年度当初、除草委託区域・除草時期・除草回数を表示した図面（管内図）を作成し、関係団体の求めに応じて提示できるようにしておくものとする。

3 各県土整備事務所長等は、必要に応じて、除草委託区域の変更・追加を行うことができるものとする。

（事業の実施）

第5条 各県土整備事務所長等は、除草に係る予算の執行状況等を勘案して、当該関係団体に除草を委託するものとする。

（実施方法）

第6条 官民協働型「河川維持管理システム」推進事業に参加する関係団体は、各県土整備事務所長等が別に定める公募期限までに河川除草実施申込書【見積書】（様式1）に代表者・構成員名簿（様式2）及び団体の規約（規約又はそれに類するものがない場合を除く。）を添付し、各県土整備事務所長等に申し込むものとする。

ただし、各県土整備事務所長等が認めたときは、この期限後又は公募期間前であっても申し込むことができる。

2 各県土整備事務所長等は、前項の申し込みがあった場合は、河川除草実施申込書【見積書】を審査し、除草を委託することが適当と認めたときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない契約）により、関係団体と随意契約を締結するものとする。

ただし、各県土整備事務所長等が認めたときは、公募期限前であっても、契約を締結することができる。

3 各県土整備事務所長等は、前項の規定により契約を締結した場合は、業務担当者を選任し様式3により関係団体へ通知するものとする。

4 関係団体は、現場責任者を選任し様式4により各県土整備事務所長等へ届け出るものとする。

（実施区域・規模）

第7条 除草作業の実施区域は、第4条第2項の図面に表示した区域のうち、除草を希望する関係団体の住所地に隣接する区域、若しくは除草を希望する区域に隣接する自治会等の了承を得た区域とし、1契約当りの実施区域面積は300㎡以上、履行回数は年1回以上とする。

2 やむを得ない理由により、実施区域面積、履行回数等の当初契約内容を変更する必要が生じた場合は、各県土整備事務所長等の承認を得るものとする。

3 同一関係団体との契約は年1契約を原則とする。

（業務委託料）

第8条 業務委託料は、別に定める単位面積当たりの単価に実施区域面積を乗じて得た額（以下「業務価格」という）とし、課税事業者については業務価格に100分の110を乗じて得た額とする。

2 業務価格は千円未満を切り捨てるものとし、その上限は原則として23万円とする。ただし、次の要件の全てを満たす場合は各県土整備事務所長等の判断により、上限は47万円とする。

- (1) 実施区域面積が 10、000 m²以上であること。
- (2) 構成人数 50 人以上であること。
- (3) 過去に当該事業への参加実績、またはそれに相当する非営利の活動実績があり、かつその実績が良好であったと認められること。

(安全対策)

第 9 条 関係団体は、作業の実施に当たっては、事故に十分注意し、特に第三者に損害を及ぼさないよう、配慮しなければならない。

(事故対応)

第 10 条 関係団体は、作業中に作業者が受傷した場合及び第三者に損害を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに、事故報告書（様式 5）及びその他業務担当者が指示した資料を業務担当者へ提出しなければならない。

- 2 関係団体は、前項の受傷及び事故が発生した場合は、関係団体の責任においてこれを解決しなければならない。ただし、その損害のうち、関係団体の責に属さないものはこの限りでない。

(完了届)

第 11 条 関係団体は、除草作業が完了したときは、直ちに除草作業完了報告書（様式 6）に除草の完了及び作業の内容を明らかにした写真（起終点及び中間点における作業前、作業中、完了時の状況を、同方向から撮影し作業前後の比較ができるよう撮影した写真各 1 枚ずつ及び、刈草処分状況を撮影した写真）を添付し各県土整備事務所長等へ提出しなければならない。

なお、履行回数が複数回となる場合は、各作業終了毎に提出しなければならない。

(完了検査)

第 12 条 各県土整備事務所長等は、除草作業完了報告書を受けた日から 10 日以内に除草の完了を確認するための検査を行い、合格と認めるときは、関係団体へ除草完了承認書（様式 7）により通知しなければならない。

- 2 履行回数が複数回である場合は、写真等による検査ができる。ただし、複数の履行回数のうち少なくとも一回は、現場検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、修補が必要なときは、検査員は、修補指示書（様式 8）により、関係団体に対し修補を指示するものとする。

(支払)

第 13 条 関係団体は、契約で締結した業務履行回数を完了し、前条第 1 項の通知を受けたときは、業務委託料を請求書（様式 9）により請求することができる。

- 2 各県土整備事務所長等は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から、30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 各県土整備事務所長等は、関係団体が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、除草に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- 二 関係団体の責に帰すべき事由により、履行期間内に完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 現場責任者を定めなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 本条第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 六 関係団体が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（関係団体が任意団体である場合にはその役員を、関係団体が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時除草・剪定業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたと認められるとき。
 - ト 関係団体がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、各県土整備事務所長等が関係団体に対して当該契約の解除を求め、関係団体がこれに従わなかったとき。

2 関係団体は、各県土整備事務所長等が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

（県の支援内容）

第15条 県は、参加者の活動に対し、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めのない事項については、河川政策課と協議する。

附則

この要領は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

なお、「官民協働による河川維持管理システム（実証実験）実施要領」（平成 22 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附則

この要領は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 8 月 9 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 委託内容ごとの単位面積当たりの単価

委 託 内 容	単位面積当たり単価
河川内の除草・集草	38 円／m ²

※この単価には、事務手続きに要する費用などの諸雑費を含む。

単価は各年度ごとに県が定める。